



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(26)(審査課).....	3
	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(27)(＃).....	7
	鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例(28) (教育委員会事務局教育環境課).....	14

——— 公布された条例のあらまし ———

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務が免除されるものに、県内の施設で、病床が200床以上の病院を加えることとした。
- 2 1の債務に係る免除の範囲は、債務の2分の1とすることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
 - (1) 保育士試験の実施に係る手数料の額を1件につき12,700円(現行 8,900円)に引き上げることとした。(第2条関係)
 - (2) 次に掲げる事務については、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
 - ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく解体業の許可 1件につき78,000円
 - イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく解体業の許可の更新 1件につき70,000円
 - ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の許可 1件につき84,000円
 - エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の許可の更新 1件につき77,000円
 - オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につき75,000円
 - カ 建設業法の規定に基づく経営規模等評価 1件につき8,000円に、審査を受けようとする建設業の種類の数に2,300円を乗じた額を加算した額
 - キ 建設業法の規定に基づく総合評定値の通知 1件につき400円に、審査を受けようとする建設業の種類の数に200円を乗じた額を加算した額
 - ク 建設業法の規定に基づく経営状況分析 1件につき15,900円
 - (3) 次に掲げる事務に係る手数料を廃止することとした。(第2条関係)
 - ア 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づく販売業の登録及び小売業の変更登録

イ 建設業法の規定に基づく経営事項審査及び当該経営事項審査に関する証明書の交付

(4) その他

所要の規定の整備を行うこととした。

2 鳥取県産業技術センター条例の一部改正

(1) 鳥取県産業技術センターの起業化支援室に係る施設使用料の額をそれぞれ次のとおり改めることとした。(別表第1関係)

区 分	単 位	金	額
		改 正 後	現 行
第5起業化支援室	1月につき	13,500円	4,000円
第6起業化支援室			
第7起業化支援室			
第8起業化支援室			
第9起業化支援室	1月につき	14,000円	
第10起業化支援室			
第11起業化支援室	1月につき	15,000円	
第12起業化支援室			
第13起業化支援室			
第14起業化支援室			
第15起業化支援室			
第16起業化支援室			

(2) 鳥取県産業技術センターの施設に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表第1関係)

区 分	単 位	金 額
第17起業化支援室	1月につき	15,000円
第18起業化支援室		
第19起業化支援室	1月につき	13,500円
第20起業化支援室	1月につき	12,500円
第21起業化支援室		
第22起業化支援室		
第1起業化支援実験室	使用面積1平方メートル	500円
第2起業化支援実験室	当たり1月につき	
第1産学官共同研究推進室	1月につき	29,500円
第2産学官共同研究推進室	1月につき	26,000円
第3産学官共同研究推進室	1月につき	14,000円
第1産学官共同研究実験室	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	500円
第2産学官共同研究実験室		
第3産学官共同研究実験室		
起業家育成研修室	1時間につき	1,870円
開放型試作試験室	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	500円

3 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 鳥取県立農業高等学校(以下「高等学校」という。)の養成課程、研究課程及び専門技術課程(以下「養成課程等」という。)に係る入校選抜試験を受けようとする者に対しては、入校選抜手数料を徴収することとし、当該手数料の額を2,200円と定めることとした。(新第5条関係)
- (2) 高等学校への入校(養成課程等に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収することとし、当該入校料の額を5,500円と定めることとした。(新第6条関係)
- (3) 高等学校の養成課程等に係る授業料の年額を10万8,000円(現行 1万2,240円)に改めることとした。(新第7条関係)

4 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の駐車場に係る使用料の額等を次のとおり改定することとした。(別表関係)

改 正 後			現 行		
区 分	使 用 料		区 分	使 用 料	
	単 位	金 額		単 位	金 額
小型区画駐車場	1区画(11.25平方メートル)につき1月	2,200円	第1駐車場	1区画(11.25平方メートル)につき1月	3,360円
			第2駐車場		
中型区画駐車場	1区画(27.0平方メートル)につき1月	4,700円	第3駐車場	小区画(27.0平方メートル)1区画につき1月	7,240円
大型区画駐車場	1区画(42.25平方メートル)につき1月	7,100円		大区画(42.25平方メートル)1区画につき1月	10,920円

5 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料の区分に3月利用券及び6月利用券により利用する場合を追加することとした。(別表第2関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のアからオまでは同年7月1日から、1の(2)のカからクまで、1の(3)のイ及び(4)の一部は公布の日から、1の(4)の一部は平成17年7月1日から、1の(4)の一部は平成16年6月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第26号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、当該移動後表細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸 付 金 の 種 類	免 除 の 条 件	免除の範囲	貸 付 金 の 種 類	免 除 の 条 件	免除の範囲
略			略		
<p>県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（<u>イ(8)</u>）に掲げる施設にあっては助産師の業務、<u>イ(9)</u>）に掲げる施設</p>		<p>県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（<u>イ(7)</u>）に掲げる施設にあっては助産師の業務、<u>イ(8)</u>）に掲げる施設</p>	

看護職員修学資金

看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

にあつては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(11)に掲げる施設の業務に従事する場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設
(1) 病床が200床未満の病院((3)、(5)及び(7))に掲げるものを除く。
(2) 病床が200床以上の病院((3)、(5)及び(7))に掲げるものを除く。
(3) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める

債務の全部(第1号イ(2)の場合にあつては、債務の2分の1)

看護職員修学資金

看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

にあつては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設
(1) 病床が200床未満の病院((2)、(4)及び(6))に掲げるものを除く。
(2) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める

債務の全部

	<p>病院((5)及び(7)に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院(改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。)</p> <p>その他これに類するものとして知事が別に定める病院((7)に掲げるものを除く。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>□ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>病院((4)及び(6)に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院(改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。)</p> <p>その他これに類するものとして知事が別に定める病院((6)に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>□ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>
略			略
備考 略	備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第27号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき12,700円</p> <p>(15の2)~(77の3) 略</p> <p>(77の4) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)</u>第42条第1項の規定に基づく使用済自動車の引取業者の登録 1件につき4,000円</p> <p>(77の5) <u>自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく使用済自動車の引取業者の登録の更新</u> 1件につき3,500円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき8,900円</p> <p>(15の2)~(77の3) 略</p> <p>(77の4) <u>フロン回収破壊法第25条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録</u> 1件につき4,000円</p> <p>(77の5) <u>フロン回収破壊法第28条において準用するフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の更新</u> 1件につき3,500円</p>

(77の6) 自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録 1件につき5,000円

(77の7) 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新 1件につき4,200円

(77の8) 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可 1件につき78,000円

(77の9) 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新 1件につき70,000円

(77の10) 自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可 1件につき84,000円

(77の11) 自動車リサイクル法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新 1件につき77,000円

(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可 1件につき75,000円

(78)~(121) 略

(122) 消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 1件につき7,000円

(123)~(206) 略

(207)から(210)まで 削除

(211)~(269) 略

(270) 建設業法第27条の26第1項の規定に基づく経営規模等評価 1件につき8,100円に、審査を受けようとする建設業の種類の数に2,300円を乗じた額を加算した額

(270の2) 建設業法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知 1件につき400円に、審査を受けようとする建設業の種類の数に200円を乗じた額を加算した額

(271) 建設業法第27条の35第1項の規定に基づく経営状況分析 1件につき15,900円

(77の6) フロン回収破壊法第29条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録(フロン回収破壊法第32条第2項の規定による登録を除く。) 1件につき5,000円

(77の7) フロン回収破壊法第33条第1項において準用するフロン回収破壊法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新 1件につき4,200円

(78)~(121) 略

(122) 消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施 1件につき7,000円

(123)~(206) 略

(207)及び(208) 削除

(209) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第35条第1項の規定に基づく販売業の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 卸売業 1件につき100,000円

イ 小売業 1件につき4,000円に、販売所の数を5,000円に乘じた額を加算した額

(210) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第45条第1項の規定に基づく小売業の変更登録 1件につき5,000円に所在地が変更される販売所の数(新設されるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。)を乗じた額

(211)~(269) 略

(270) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査 1件につき24,400円に、審査を受けようとする建設工事の種類の数に2,500円を乗じた額を加算した額

(271) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査に関する証明書の交付 1通につき400円

(272)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(8) 略

(9) 略

(10) 略

(272)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(8) 略

(9) 建設業法第27条の24第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に経営状況の分析を行わせる場合における前項第270号の手数料(1件につき15,900円に限る。) 経営状況の分析を行う者

(10) 略

(11) 略

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第2条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条、第5条関係)				別表第1(第2条、第5条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
略				略			
第5起業化支援室	1月につき	13,500円		第5起業化支援室	1月につき	4,000円	
第6起業化支援室							
第7起業化支援室							
第8起業化支援室							
第9起業化支援室							
第10起業化支援室	1月につき	14,000円		第10起業化支援室			
第11起業化支援室							
第12起業化支援室							
第13起業化支援室							
第14起業化支援室	1月につき	15,000円		第14起業化支援室			
第15起業化支援室							
第16起業化支援室							
第17起業化支援室							
第18起業化支援室							
第19起業化支援室	1月につき	13,500円		第19起業化支援室			

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入校の許可) 第4条 略</p> <p>(入校選抜手数料の徴収) 第5条 大学校の養成課程、研究課程及び専門技術課程(以下「養成課程等」という。)に係る入校選抜試験を受けようとする者に対しては、<u>入校選抜手数料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の入校選抜手数料の額は、<u>2,200円とする。</u></p> <p>(入校料の徴収) 第6条 大学校への入校(養成課程等に係るものに限る。)を許可された者に対しては、<u>入校料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の入校料の額は、<u>5,550円とする。</u></p> <p>(授業料の徴収) 第7条 大学校の養成課程等に在籍する者に対しては、<u>授業料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の授業料の額は、<u>年額10万8,000円とする。</u></p> <p>(利用の許可) 第8条 略</p> <p>(使用料の徴収) 第9条 略</p> <p>(授業料等及び使用料の減免) 第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>授業料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任) 第11条 略</p> <p>別表(第8条、第9条関係)</p>	<p>(入校の許可) 第4条 略</p> <p>(授業料の徴収) 第5条 大学校の養成課程、研究課程及び専門技術課程に在籍する者に対しては、<u>授業料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の授業料の額は、<u>年額1万2,240円とする。</u></p> <p>(利用の許可) 第6条 略</p> <p>(使用料の徴収) 第7条 略</p> <p>(授業料及び使用料の減免) 第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>授業料及び使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任) 第9条 略</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p>

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第36条、第39条関係)			別表(第36条、第39条関係)		
区 分	使 用 料		区 分	使 用 料	
	単 位	金 額		単 位	金 額
略			略		
小型区画駐車場	1区画(11.25平方メートル)につき1月	2,200円	第1駐車場	1区画(11.25平方メートル)につき1月	3,360円
中型区画駐車場	1区画(27.0平方メートル)につき1月	4,700円	第2駐車場	1区画(11.25平方メートル)につき1月	3,360円
大型区画駐車場	1区画(42.25平方メートル)につき1月	7,100円	第3駐車場	小区画(27.0平方メートル)1区画につき1月	7,240円
略			略		
備考 略			備考 略		

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
1 施設使用料			1 施設使用料		
区 分	金 額		区 分	金 額	
回数券又は1月利用券			回数券又は1月利用券		
<u>3</u> 月利用券若し			回数券又は1月利用券		

プール 一般利用 個人	くは				
	6月				
	利用券によらないで利用する場合				
	略				
	1月	略			
	利用券により利用する場合				
	学生又は一般人	温水	1人につき	4,960円	
		冷水	1人につき	3,360円	
	3月	幼児	温水	1人につき	4,560円
			冷水	1人につき	2,880円
	利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,720円
			冷水	1人につき	4,800円
		高等学校の生徒	温水	1人につき	11,040円
			冷水	1人につき	7,680円
		学生又は一般人	温水	1人につき	13,920円
		冷水	1人につき	9,600円	
6月	幼児	温水	1人につき	7,680円	
		冷水	1人につき	6,480円	
利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円	
		冷水	1人につき	10,080円	
	高等学校の生徒	温水	1人につき	19,200円	
		冷水	1人につき	16,320円	
	学生又は一般人	温水	1人につき	24,480円	
		冷水	1人につき	20,640円	
略					
略					
略					

備考

- 1 略
- 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」及び「6月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用す

プール 一般利用 個人	によらないで利用する場合				
	略				
	1月	略			
	利用券により利用する場合				
	学生又は一般人	温水	1人につき	4,960円	
		冷水	1人につき	3,360円	
	略				
	略				
	略				

備考

- 1 略
- 2 この表において「1月利用券」とは、当該利用券の券面に記載された1月の期間内において、当該利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

ることができる利用券をいう。

3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

4 略

2 略

別表第3(第4条関係)

1 施設使用料

区 分	金 額	
	専用利用	一般利用
略		

備考 略

2 略

3 1月利用券の券面に記載された1月の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

4 略

2 略

別表第3(第4条関係)

1 施設使用料

区 分	金 額	
	貸切りの場合	貸切りでない場合
略		

備考 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第77号の4から第77号の7までの改正 平成17年1月1日

(2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に第77号の8から第77号の12までを加える改正 平成16年7月1日

(3) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第122号の改正 平成16年6月1日

(4) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第270号の改正、同号の次に1号を加える改正及び第271号の改正並びに同条第2項の改正 公布の日

(鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第3条の規定による改正後の鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)

第5条の規定は平成17年4月1日以後の入校(養成課程、研究課程又は専門技術課程に係るものに限る。以下同じ。)に係る入校選抜試験を受ける者について、新条例第6条の規定は同日以後に入校をする者について適用する。

3 平成17年4月1日の前日に鳥取県立農業高等学校の養成課程又は研究課程に在籍していた者で同月1日以後引き続き在籍するものに係る授業料の額は、新条例第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第28号

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例を廃止する条例

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例（昭和40年鳥取県条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 鳥取県立学校水産実習船実習特別会計の平成15年度分の収入及び支出並びに平成15年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際鳥取県立学校水産実習船実習特別会計に属する資産及び負債は、この条例の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

